

## 安全航行のポイント《各航路間の優先関係》

関門海峡には、複数の航路が設定されていますが、各航路間の優先関係は港則法施行規則で定められており、優先側の航路を航行する船舶の進路を、その他の航路を航行する船舶は避けなければなりません。

### 港則法施行規則に基づく特定航法

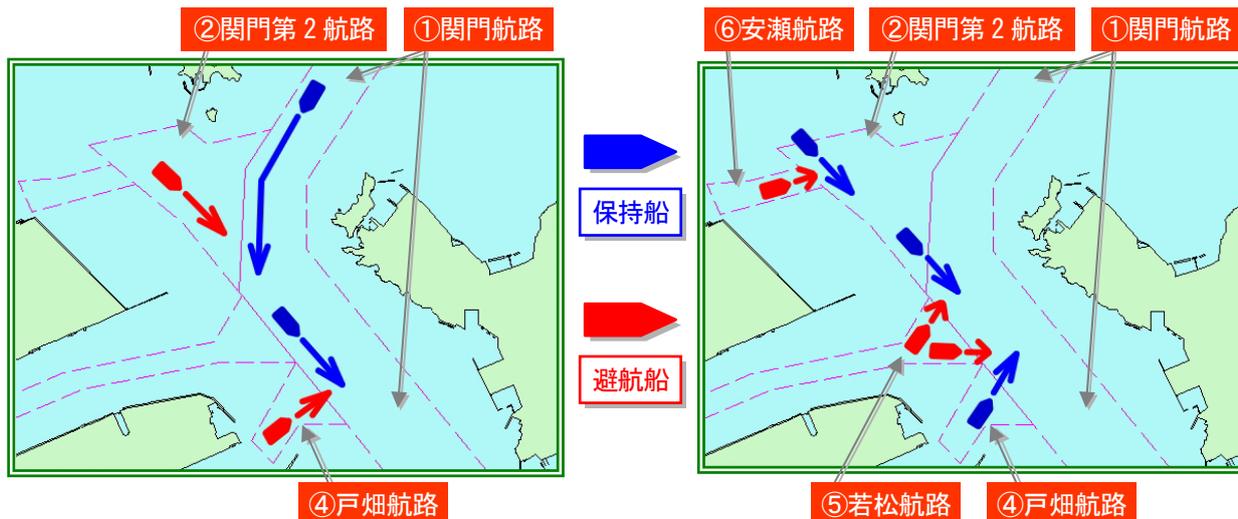


① 関門航路	⑤ 若松航路【①②④の航行船を避ける】
② 関門第2航路【①の航行船を避ける】	⑥ 安瀬航路【②の航行船を避ける】
③ 砂津航路【①の航行船を避ける】	⑦ 奥洞海航路【⑤の航行船を避ける】
④ 戸畑航路【①の航行船を避ける】	

### 関門海峡西部における航路優先関係

関門海峡の西部は、関門航路に関門第2航路など複数の航路が接続しているため、航路の優先関係は複雑なものとなっています。また、本海域では、通峡船や航路出入航船がふくそうすることとなるため、これら船舶間で危険な見合い関係が生じる場合があります。

関門航路と関門第2航路の接続部では、関門航路を南下する船舶と、関門航路を横断して関門第2航路に向かう船舶(西行船)及び関門第2航路から関門航路に向かう船舶(東行船)とが交錯するため、特に注意が必要です。



- ◆ 本海域を航行する場合は、各航路間の優先関係に留意したうえ、他船の動静に注意を払い、また必要に応じてVHF等で他船と交信するなどして、危険な見合い関係が生じることのないよう、十分余裕のある時期に避航動作をとることが大切です
- ◆ 関門マーチスでは、行き会い船などの情報をVHFで提供する場合がありますので、VHF(16ch)は必ず聴取するようにしてください

## 安全航行のポイント《早鞆瀬戸周辺航行時》

関門海峡の東方に位置する早鞆瀬戸は、関門海峡の最狭部にあたり、船舶が集中し、かつ強い潮流が発生する海域となっています。さらに、門司崎を境に航路が屈曲しており、早鞆瀬戸周辺を航行する船舶には、潮流の影響を考慮した慎重な操船が求められます。早鞆瀬戸について、瀬戸内海水路誌(※)では次のとおり説明されており、港則法施行規則に基づく特定航法が定められています。

※ 海上保安庁 平成21年3月刊行 英語版も刊行されている

- ◆ この瀬戸は大小船舶が集中する関門海峡第一の難所である
- ◆ 海峡の最狭部で屈曲し強潮流があり、船上から見ると河流のような境界が認められる
- ◆ 夏、冬季の大潮期には最強流速が9knを超えることがある
- ◆ 漁船、遊漁船は潮流の弱い時間帯に集中し、憩流前後は大型船も集中する
- ◆ 憩流は中央部ではわずか数分間に過ぎない

### 港則法施行規則に基づく特定航法

#### 早鞆瀬戸における航法

- ▶ 潮流をさかのぼり早鞆瀬戸を航行する汽船は、潮流の速度を超えて3ノット以上の速度を保つこと

※関門水先人会の引受基準では、逆潮流時に、5ノット以上の速度を保つこととされています

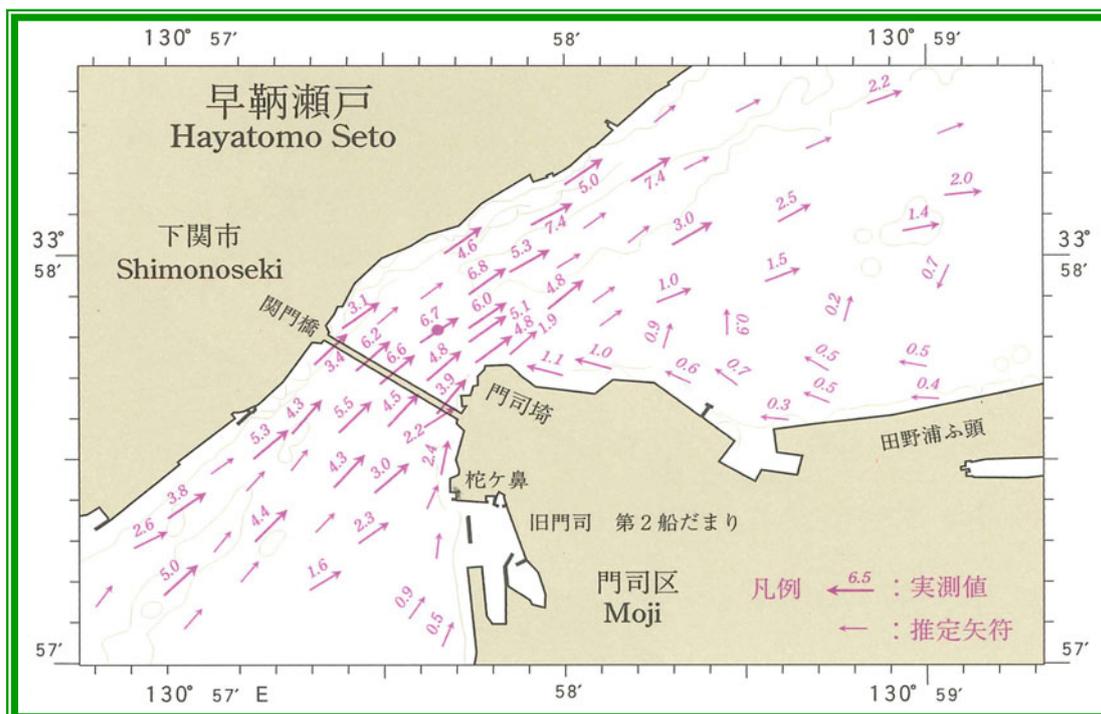
瀬戸内海水路誌によれば、早鞆瀬戸の流速が最強となる海域は、次のとおり示されており、

**東流時** 門司崎付近から下関寄りの関門航路に沿って北東に約1,200m、幅200~300mの範囲

**西流時** 門司崎付近から下関寄りの関門航路に沿って南西に約2,000m、幅150~300mの範囲

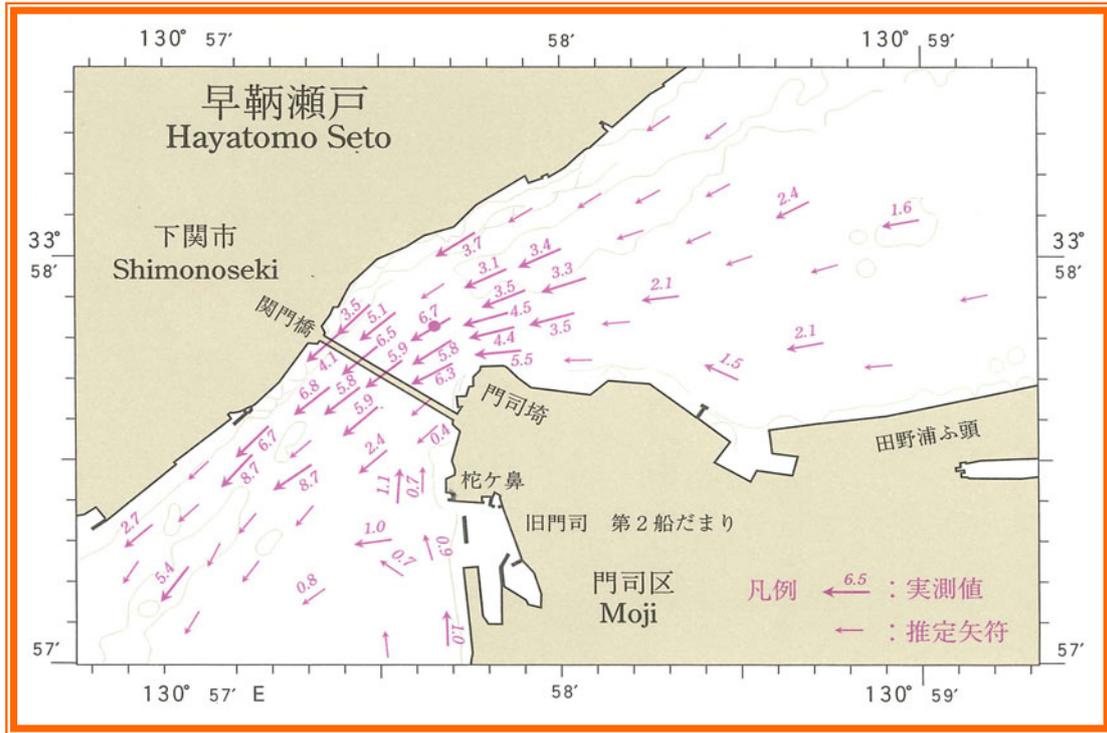
東流・西流時ともに、流速が最強となる海域は、門司崎付近から下関寄りの関門航路に沿って広がっています。強潮流時、東行船及び西行船は、潮流の向きにかかわらず、下関側への圧流に注意する必要があります。

### 【参考】東流最強時における早鞆瀬戸潮流図



出典:関門海峡潮流図(海上保安庁 平成18年2月刊行)

【参考】西流最強時における早鞆瀬戸潮流図

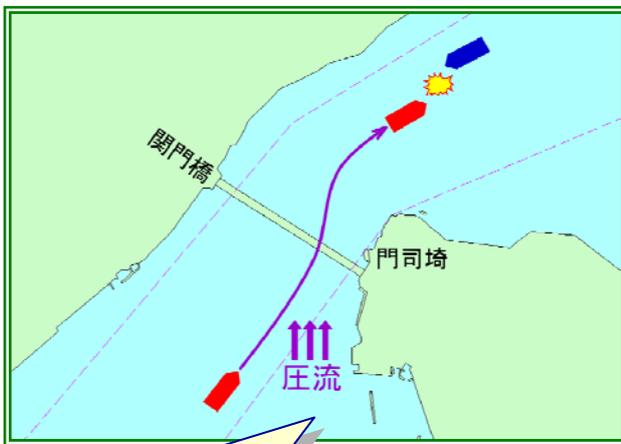


出典:関門海峡潮流図 (海上保安庁 平成 18 年 2 月刊行)

◆ 強潮流時、東行船及び西行船は、潮流の向きにかかわらず、下関側への圧流に注意

東行時の圧流

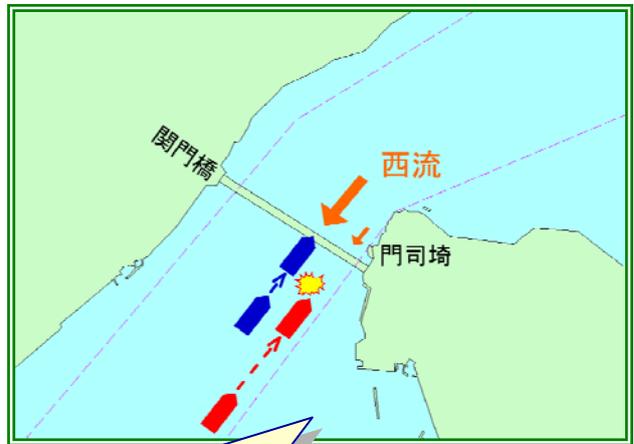
東行船は、圧流によって、意図しないまま航路中央部へ寄せられ、西行船と接近することがあります。このような状況下において、事故調査事例③では、お互いの操船意図が分からないまま、適切な避航動作がとられず衝突に至っています。東行船と西行船が行き会う場合、可能であれば早い時機に両船がVHFなどでお互いの操船意図を確認し合うことが大切です。



- ◆ 東行船は航路中央への圧流に注意
- ◆ 東行船と西行船が行き会う場合、適切な避航動作がとれるよう、お互いの操船意図を確認し合うよう努めてください

船間距離の縮小

逆潮流時、早鞆瀬戸周辺では、速力が一気に減少する恐れがありますので、他船との船間距離には十分注意を払ってください。また、門司崎寄りの海域では、他の海域よりも潮流の影響が小さくなっており、このため、西流時、門司崎寄りを航行する船舶は、自船より航路内側を航行する船舶への異常接近や、無理な追い越しに対して注意が必要です。



- ◆ 逆潮流時は船間距離に注意
- ◆ 早鞆瀬戸周辺で無理な追い越しとならないよう注意してください

## 早瀬瀬戸潮流情報の入手方法

関門海峡では、海上保安庁から早瀬瀬戸の潮流情報が提供されており、潮流情報を電光表示する潮流信号所が3箇所設置されているほか、ラジオ放送や関門マーチスのホームページ等で情報を入手することもできます。

早瀬瀬戸を通過する際には、これらを活用して早期に潮流情報を入手し、状況に応じた運航方法(潮待ち、適切な針路及び速力の選定)をとることが重要です。



### 潮流信号所における電光表示例

表示	<b>E</b>	<b>3</b>	<b>↑</b>
意味	東流	3ノット	今後早くなる
表示	<b>W</b>	<b>6</b>	<b>↓</b>
意味	西流	6ノット	今後遅くなる

### その他の情報提供

ラジオ放送(日本語 : 1,625.5kHz)、電話(日本語 : 083-222-8810)、VHF(潮流7ノット以上の場合)、関門マーチス HP(日本語) <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/> など

## 安全航行のポイント《視界制限時》

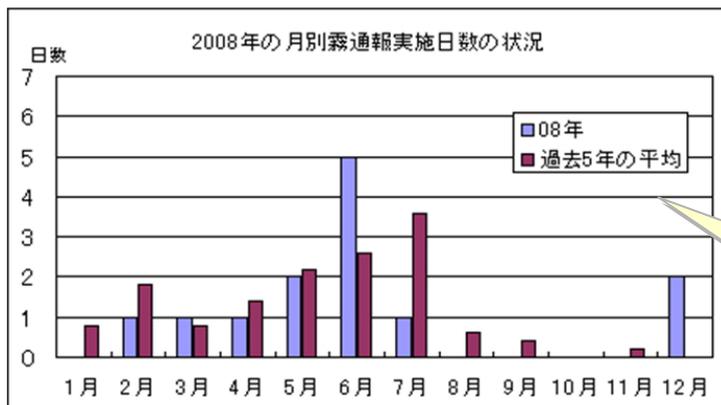
関門海峡では、例年、2月ごろから霧の発生が始まり、4月～7月にかけて霧の発生数が多くなります。視程500m以下の状態が継続すると見込まれる場合には、関門港長から入航中止勧告が発令され、勧告発令時は、次のとおり航行が制限されます。

関門航路に入航しようとする船舶	入航を中止し、できる限り速やかに最寄りの安全な海域で待機する
関門航路を航行中の船舶	十分注意して航行するか、航路外の安全な海域で待機し、船名、待機場所等を関門マーチスに通報する

海上保安庁では、入航中止勧告が発令・解除された場合や視程が2,000m以下になった場合に、VHF等で情報を提供していますので、視程が低下した際には、これら情報の入手に努め、見張りの強化や安全な速力とするなど、早期に視界制限時の航行に備えてください。

### 視界制限時の情報提供

VHF(16ch)、船舶自動識別装置(AIS)、ラジオ放送(日本語 : 1,651kHz / 英語 : 2,019kHz)、関門マーチス HP(日本語) <http://www6.kaiho.mlit.go.jp/kanmon/> など



【参考】 関門海峡における月別霧通報実施日数の状況(2008年)

関門マーチスでは、視界の状況に応じて、2000m以下・1000m以下・500m以下の区分で、霧通報を発令しています